

お知らせ

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)の 使用促進について



厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、
当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な情報提供・
安定供給等、当院の定める条件を満たし、
有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは？

先発医薬品(新薬)の特許期間が終了した後に、
他の製薬会社が製造・販売するお薬です。
有効成分・効き目・安全性は先発医薬品と同等で、
開発費用が抑えられるため、医療費の軽減に
つながります。

先発医薬品



=

後発医薬品



当院の取り組み



品質確保

品質・有効性・安全性を
確認した製品を採用して
います。



十分な情報提供

患者さまに安心して
ご利用いただけるよう、
情報提供に努めます。



安定供給

安心してお薬をお届け
できるよう、供給体制の
確保に努めます。

後発医薬品への変更について
ご理解ご協力をお願いいたします。